

上越市

農業委員会 だより

第 152号

令和 7 年 8 月発行

□発行：上越市農業委員会

□編集：上越市農業委員会事務局

上越市木田1-1-3

TEL (025) 520-5812・5813

農業経営基盤強化を促進する「地域計画」を策定しました

地域計画は、人口減少や高齢化が進む中で、地域の農地を維持していくことが難しくなっている状況を踏まえ、農業経営基盤強化促進法に基づき、人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図として、全国の市町村で策定作業が進められてきました。当市では、令和5年度から6年度にかけて、農業者等による協議の場（地域懇談会）を設け、地域農業の将来の担い手や農地の利用集積に向けた取組の方向性などの検討を進め、令和7年4月1日に市内25地区の計画を策定しました。

今後は、地域計画の目標である「農地の集積・集約化」の実現に向け、地域計画に登載した取組を推進するとともに、農地の権利移動を行う場合は、農地中間管理機構を経由する「農地中間管理事業」の活用が基本となります。

なお、地域計画は、地域の実情に応じて見直していくことが重要です。市では、農業者等による話し合いを継続し、「集約できる農地はないか」、「地域農業の振興に資する新たな取組はないか」などの視点から協議を重ね、地域計画のブラッシュアップを図っていきます。

地域計画の実行



話し合いを継続し
地域計画をブラッシュアップ



農地利用の最適化を



農業委員長
古川 政繁

農業委員会等に関する法律（農業委員会法）が平成28年4月1日に施行され、農地等の利用の最適化の推進、すなわち、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須事務となりました。

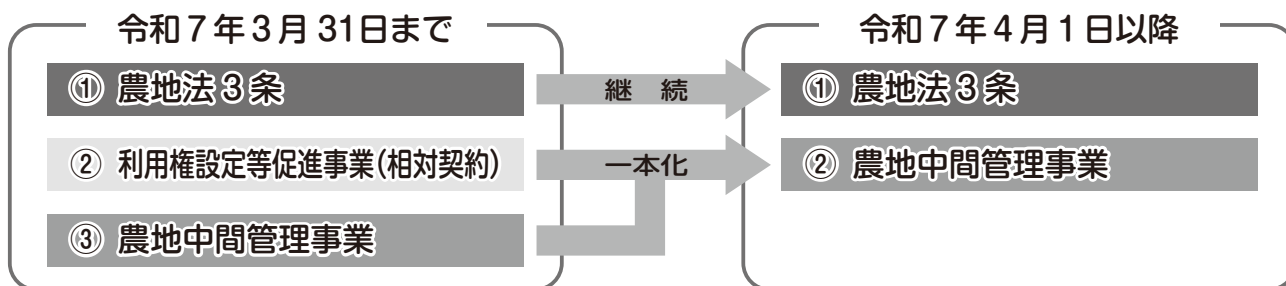
また、令和5年4月1日に施行された改正農業経営基盤強化促進法等により、従来より実質化に取り組んできた「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されました。

これらの改正の背景には、農業者の高齢化やリタイア、後継者の不在等に起因する農業者の減少という問題が横たわっています。

今後、使われない農地がさらに増えていく恐れがある中、「今、耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人へ、バトンをつなぐ」という取り組みである、農地等の利用の最適化の推進が何よりも必要です。

そのため、組織一丸となった取り組みを強化していきます。

令和7年4月から、農地の貸し借りや売買は、これまでの農業経営基盤強化促進法による「利用権設定等促進事業（相対契約）」はできなくなり、農地法第3条もしくは農地中間管理機構を経由する「農地中間管理事業」により行うこととなりました



Q：利用権設定等促進事業（相対契約）ができなくなり、農地中間管理事業に一本化された理由は？

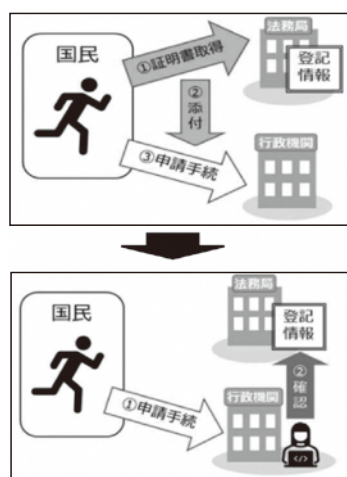
A： 農地をめぐる現状は、高齢化・人口減少が進行する中で、農業者の減少や荒廃農地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。また、担い手農家の耕作地が依然として分散していて、規模拡大による生産性向上を阻害する要因ともなっています。

農地の有効利用や集約化には、地域で話し合って策定された「地域計画」に基づき農地の権利を移動する「農地中間管理事業」が有効との考えから法律が改正され、手続きの一本化が行われました。

農業経営の規模拡大、農地の集積・集約化等による農地利用の効率化及び高度化を促進し、農業の生産性の向上に資するため、地域計画の区域内で農地の権利移動を行う場合は「農地中間管理事業」の活用が求められています。

農地中間管理事業の活用にはメリットがあります！！

出し手（土地所有者）	受け手（耕作者）
- 契約で定めた期日どおりに、機構から賃料が支払われます。 - 原則、全農地を機構に貸し付けた場合、一定期間、固定資産税が半減されます。 - 売買の場合、譲渡所得税の特別控除（所得税・住民税の軽減）が受けられます。	- 複数の出し手から農地の権利設定を行う場合であっても、契約相手は機構のみのため、契約手続きや賃料の支払いなどの手間が省けます。 - 売買の場合、登録免許税・不動産取得税の軽減措置が受けられます。



出典：法務省ホームページ

登記事項証明書の添付省略

行政機関等への各種手続において、添付書類として登記事項証明書の提出を求めているものが数多くあります。法務省では、これらの登記事項証明書の入手に係る費用、時間等が国民の負担となっていることに鑑み、登記事項に係る行政機関間の情報連携システムを活用し、登記事項証明書の添付省略による国民の負担を低減する取組を進めています。

これを受け、農業委員会では、8月以降からの農地法3条に係る権利移動並びに4条、5条の転用関連の各種申請等において、これまで添付を求めていた登記事項証明書を省略するための、事務手続きを進めています。

添付省略が可能となった際は、改めて農業委員会から、市ホームページや行政書士会を通じて周知します。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します！

現委員の任期は令和 8 年 4 月 28 日までとなっており、これに伴い、本年 10 月から新しい委員を募集する予定です。募集要項など詳細は、応募受付開始前に、市ホームページに掲載しますのでご確認ください。

項 目	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
募集人数	24 人（うち中立委員 2 人程度） ※「中立委員」とは、農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない人です。	36 人 ※地区ごとに募集人数を定めます。
任 期	令和 8 年 4 月 29 日～ 令和 11 年 4 月 28 日（3 年間）	委嘱された日（令和 8 年 4 月 30 日の予定）～ 令和 11 年 4 月 28 日
応募受付 期 間	令和 7 年 10 月 6 日（月）～ 11 月 7 日（金）〔予定〕	
主 な 職 務	○毎月 1 回、農地部会に出席し、農地の 権利移動及び農地転用許可等に係る審議 ○担い手への農地集積と集約化 ○遊休農地の発生防止と解消 ○農業への新規参入の促進	○毎月 1 回、農地部会に出席し、担当地域 における農地の権利移動の状況等を把握 ○担い手への農地集積と集約化 ○遊休農地の発生防止と解消 ○農業への新規参入の促進

農業の現場では、主として男性が農業経営や地域農業の方針を担っている現状にあります。農業者が減少する中、これからは男女がともに個性と能力を発揮し、責任と喜びを分かち合いながら、農業を盛り上げていくことが重要です。農業委員会においても、女性が積極的に参画して、農地利用の最適化など地域農業の振興に向けた取組を推進していくことが求められており、当委員会では女性委員の登用率向上を目指しています。

そこで現在、女性の農業委員（中立委員）として活動されている橋本委員に日々の活動の中で感じていることなどを伺いました。

「農業の専門家ではない私が、 地域の農業と関わるということ」



橋本 春美 農業委員

私は“農業の専門家”ではありません。そんな私が、農業委員としてどのように地域の農業と関わっているのかをご紹介します。

中立委員の主な役割は、農業委員会で公正・公平な立場から意見を述べることで、そして農業者と地域をつなぐ存在になることです。私は女性の中立委員として、「専門家ではないからこそ気づけること」、「女性だからこそ気軽に話してもらえること」を大切にしています。

例えば、新しく農業を始めたいという方の中には、私と同じように知識も経験もゼロからのスタートという方も少なくありません。農業の世界では“当たり前”とされていることが、初心者には分かりづらかったり、聞きづらかったりします。そうした声に寄り添い、一緒に悩みながら、必要に応じて農業者や行政へつなぐ。それも大きな役割のひとつだと感じています。

分野が違うからこそ、見える景色がある。立場が違うからこそ、聞こえる声がある。これからも、女性委員として多くの方と会話を重ねながら地域農業と関わっていきたいと思います。

農業委員会からのお願い

○農地利用状況調査にご理解とご協力をお願いします

- ・農業委員・農地利用最適化推進委員は、日常の活動の中で農地パトロールを行い、農地が適正に利用されているか、遊休農地や違反転用の恐れがないかなどを調査しています。
- ・また、当委員会では、7月と8月を農地パトロール強化月間と位置づけ「農地利用状況調査」を実施しています。
- ・農業委員等が調査のために農地に入ったり、農道を通行したりすることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。
- ・なお、管理がされていない農地は、草が繁茂し病虫害等が発生しやすくなり、隣接の耕作者に迷惑をかけることとなります。
- ・所有者又は耕作者の責任のもと、定期的に草刈りを行うなど、農地の適正な管理をお願いします。



○農地の貸し借りや売買は農業委員会の許可が必要です

～ 許可の主な要件（耕作者に求められる要件） ～

- ① 全部効率利用要件 …… 全ての農地を効率的に利用できること
- ② 農作業常時従事要件 …… 必要な農作業に常時従事できること
- ③ 地域との調和要件 …… 周辺地域の農業に支障が生じないこと

農地の貸し借りの契約期間満了を迎える皆様には農業委員会からお知らせをお送りします

- 農業委員会では、貸し借りの契約期間満了を迎える土地所有者と耕作者を対象に、期間満了の概ね半年前に、再契約の手続きをお知らせする文書を郵送しますので、双方で連絡を取り合ってください、次の項目①～③について協議・合意の上で、農業委員会事務局又は各区総合事務所の農業委員会駐在室まで、手続きにお越しくください。
 - ① 農地の賃借料
 - ② 契約期間（利用権の設定期間）
 - ③ 窓口に行きに来られる人
- なお、現在契約している「利用権設定等促進事業（相対契約）」は、令和7年4月以降も契約満了までの間は有効となります。

全国農業新聞を購読しませんか

最新の農業情勢から暮らしに役立つ情報が満載

◆発行日／毎週金曜日 ◆購読料／月額700円(送料、税込)

